

第3節 不当労働行為事件の審査

1 概要

平成28年中の不当労働行為事件の係属件数は、前年からの繰越しはなく、新規申立ては4件（うち合同労組事件は3件）であり、その全ては年内に終結し、翌年への繰越しはなかった。

終結事件4件を終結事由別にみると、関与和解によるものが2件、無関与和解によるものが1件、申立人の都合により取り下げられたものが1件であった。

当委員会では、審査期間の目標を「1年3月以内」としているが、終結事件4件の平均処理日数は139日（約4.5か月）であり、いずれも目標期間内に終結した。

平成28中の終結事件4件の処理日数別の件数は、6月以内が3件、6月超～1年以内が1件であった。

(1) 不当労働行為事件の取扱件数

(単位：件)

区 分		年						
		24	25	26	27	28		
係属事件	前年からの繰越し	4(3)	—	5(2)	2(1)	—		
	新規申立て	1(1)	9(4)	5(4)	2(1)	4(3)		
	合 計	5(4)	9(4)	10(6)	4(2)	4(3)		
終結事件	取下げ・和解	取 下 げ	—	1	—	—	1	
		和 解	無関与	—	2	1	1	1
			関 与	2	1	7	3	2
	命令・決定	全部救済	—	—	—	—	—	
		一部救済	1	—	—	—	—	
		棄 却	2	—	—	—	—	
		却 下	—	—	—	—	—	
	合 計		5	4	8	4	4	
	翌年への繰越し		0	5	2	0	0	

(注)・() は合同労組からの申立てであり、内数である。

(2) 終結事件の平均処理日数

(単位：日)

区 分		年					
		2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	
取 下 げ ・ 和 解	取 下 げ	—	3 3	—	—	7 7	
	和 解	無 関 与	—	6 5	1 2 2	2 4 4	1 8 4
		関 与	1 6 7	8 3	1 3 9	2 2 8	1 4 8
命 令 ・ 決 定	全 部 救 済	—	—	—	—	—	
	一 部 救 済	4 4 9	—	—	—	—	
	棄 却	5 6 2	—	—	—	—	
	却 下	—	—	—	—	—	
総 平 均		3 8 2	6 2	1 3 7	2 3 2	1 3 9	

(3) 終結事件の処理日数別件数 (平成28年)

(単位：件)

		終結事由				終結計
		命令	却下	和解	取下げ	
処 理 日 数	6 月 以 内	—	—	2	1	3
	6 月 超 ~ 1 年 以 内	—	—	1	—	1
	1 年 超 ~ 1 年 6 月 以 内	—	—	—	—	—
	1 年 6 月 超 ~ 2 年 以 内	—	—	—	—	—
	2 年 超	—	—	—	—	—
合 計		—	—	3	1	4

2 不当労働行為事件一覧

事件番号	業種等	法7条該当号	救済申立内容	申立て 審査の実施状況 終結 処理日数	担当
28 (不) 1	業種：教育、学習支援業 従業員数：9人	2, 3	1 組合の解散等を要求して組合員の不安を煽ることにより組合の弱体化を図るなどの支配介入をしないこと 2 団体交渉の実施 3 謝罪文の交付及び掲示	申立て 28. 2. 4 調査 2 (2) 回 審問 2 (2) 回 和解 1 (1) 回 関与和解 (和解 協定 28.9.6) (取下げ 28.9.6) 216 日	公 島崎 労 本原 山崎 使 金田 久保田
28 (不) 2	業種：建設業 従業員数：10人 (合)	1, 2, 3	1 団体交渉の実施 2 組合員Aの千葉支店での勤務 3 謝罪文の掲示及び交付	申立て 28. 3. 8 調査 2 (2) 回 無関与和解 (取下げ 28.9.7) 184 日	公 村上 労 鈴木(光) 横田 森 使 花澤 熱田
28 (不) 3	業種：医療、福祉 従業員数：6人 (合)	2	1 団体交渉の実施 2 雇止め問題について誠実に対応し解決を図ること	申立て 28. 4. 28 調査 1 (1) 回 関与和解 (和解 協定 28.7.13) (取下げ 28.7.15) 79 日	公 金原 労 鈴木(洋) 山崎 使 西村 久保田
28 (不) 4	業種：サービス業 従業員数：30人 (合)	2	1 団体交渉の実施 2 解雇、破産及びパワハラ問題について誠実に対応し解決を図ること	申立て 28. 4. 28 申立人都合により 取下げ (28.7.13) 77 日	公 松田 労 本原 横田 使 花澤 金田

- (注) ・ 業種は日本標準産業分類の大分類に準拠し、記載した。
 ・ 業種等欄の(合)は合同労組からの申立てを示している。
 ・ 従業員数は申立て時点における概数である。
 ・ 審査の実施状況の欄中、調査△(□)回は、申立てからの通算実施回数を△回、28年中の実施回数を(□)回と表示している。
 ・ 処理日数は、申立てから終結までの通算日数である。